明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二三）　一
〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二一九～二二二、二二四）　五
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同二二三）　七
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一六七六～一六七八）　八
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通一一三六～一一四五）　三
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（同一一四六、一一四七）　三
〔官庁報告〕
公認心理師試験委員の公告（文部科学省・厚生労働省）　三
公認心理師試験の施行（同）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　三五
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
令和五年度・事業年度財務諸表（国立研究開発法人産業技術総合研究所・独立行政法人空港周辺整備機構・独立行政法人奄美群島振興開発基金）、令和六年浄化槽設備士試験合格者関係　四〇
会社その他
会社決算公告　五八

省令

○厚生労働省令第百二十三号

地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）の施行に伴い、厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月六日

厚生労働大臣　武見　敬三

厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成二十八年厚生労働省令第九十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第九条　法第十七条の二十四第四項第七号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　（略） 二　法第十七条の二十四第四項第七号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に同号に掲げる事項に係る第一号介護事業（同条第三項第三号に規定する第一号介護事業をいう。以下同じ。）の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地 三　（略） （法第十七条の二十四第四項第七号に掲げる事項に関する記載） **第十九条**　認定市町村は、法第十七条の二十四第十五項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の四十五の五第二項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。 一～七　（略） 八　法第十七条の二十四第四項第七号に掲げる事項に係る第一号介護事業を行う事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 九　（略） （地域住宅団地再生事業計画の記載事項等） **第二十七条**　法第十七条の三十六第五項第九号ハの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　法第十七条の三十六第五項第九号イの実施主体の氏名（法人にあっては、その名称及び事務所の所在地） 二　法第十七条の三十六第五項第九号ロの有料老人ホームの名称及び設置予定地 三～五　（略） 2　認定市町村（指定都市及び中核市を除く。）は、地域住宅団地再生事業計画（法第十七条の三十六第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画をいう。以下同じ。）に同条第五項第九号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの有料老人ホームについて老人福祉法第二十九条第一項の届出を行っていない場合に限る。）を記載し、法第十七条の三十六第一項の規定により協議会に協議しようとするときは、当該地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを都道府県知事に提出するものとする。 一　法第十七条の三十六第五項第九号イの実施主体の氏名及び住所 二　（略） 三　法第十七条の三十六第五項第九号ロの有料老人ホームの管理者の氏名及び住所 四～十五　（略）	**第九条**　法第十七条の二十四第四項第七号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　（略） 二　法第十七条の二十四第四項第七号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に同号に掲げる事項に係る第一号事業（同条第三項第三号に規定する第一号事業をいう。以下同じ。）の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地 三　（略） （法第十七条の二十四第四項第七号に掲げる事項に関する記載） **第十九条**　認定市町村は、法第十七条の二十四第十五項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の四十五の五第二項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。 一～七　（略） 八　法第十七条の十四第四項第七号に掲げる事項に係る第一号事業を行う事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 九　（略） （地域住宅団地再生事業計画の記載事項等） **第二十七条**　法第十七条の三十六第四項第五号ハの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　法第十七条の三十六第四項第五号イの実施主体の氏名（法人にあっては、その名称及び事務所の所在地） 二　法第十七条の三十六第四項第五号ロの有料老人ホームの名称及び設置予定地 三～五　（略） 2　認定市町村（指定都市及び中核市を除く。）は、地域住宅団地再生事業計画（法第十七条の三十六第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画をいう。以下同じ。）に同条第四項第五号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの有料老人ホームについて老人福祉法第二十九条第一項の届出を行っていない場合に限る。）を記載し、法第十七条の三十六第一項の規定により協議会に協議しようとするときは、当該地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを都道府県知事に提出するものとする。 一　法第十七条の三十六第四項第五号イの実施主体の氏名及び住所 二　（略） 三　法第十七条の三十六第四項第五号ロの有料老人ホームの管理者の氏名及び住所 四～十五　（略）

第二十八条　法第十七条の三十六第五項第十号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ　法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

ハ　（略）

二　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ　法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所の名称及び所在地

ハ　（略）

三　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が訪問看護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ　（略）

四　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ　（略）

五　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ　（略）

六　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ　法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該居宅サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地

ハ　（略）

第二十八条　法第十七条の三十六第四項第六号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ　法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

ハ　（略）

二　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ　法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所の名称及び所在地

ハ　（略）

三　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が訪問看護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ　（略）

四　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ　（略）

五　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名及び職名）

ロ・ハ　（略）

六　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ　法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該居宅サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地

ハ　（略）

七　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）
ロ・ハ　（略）
八　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が短期入所生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　（略）
九　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が短期入所療養介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）
ロ・ハ　（略）
十　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　（略）
十一　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　（略）
十二　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が特定福祉用具販売である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　（略）

第二十九条　法第十七条の三十六第五項第十一号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の三十六第五項第十一号ハの地域密着型サービスの種類が定期巡回・随時対応型訪問介護看護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十一号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第五項第十一号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
ハ　（略）

七　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）
ロ・ハ　（略）
八　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が短期入所生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　（略）
九　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が短期入所療養介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）
ロ・ハ　（略）
十　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　（略）
十一　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　（略）
十二　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が特定福祉用具販売である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　（略）

第二十九条　法第十七条の三十六第四項第七号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の三十六第四項第七号ハの地域密着型サービスの種類が定期巡回・随時対応型訪問介護看護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第七号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第四項第七号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
ハ　（略）

二　法第十七条の三十六第五項第十一号ハの地域密着型サービスの種類が夜間対応型訪問介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十一号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第五項第十一号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
ハ　（略）
三　法第十七条の三十六第五項第十一号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型通所介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十一号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第五項第十一号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称、所在地及び利用定員
ハ　（略）
四　法第十七条の三十六第五項第十一号ハの地域密着型サービスの種類が認知症対応型通所介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十一号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第五項第十一号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称、所在地及び利用定員
ハ　（略）
五　法第十七条の三十六第五項第十一号ハの地域密着型サービスの種類が小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十一号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第五項第十一号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称、所在地及び登録定員
ハ　（略）
六　法第十七条の三十六第五項第十一号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十一号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第五項第十一号ロの事業所の名称、所在地及び入居定員
ハ　（略）

二　法第十七条の三十六第四項第七号ハの地域密着型サービスの種類が夜間対応型訪問介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第七号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第四項第七号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
ハ　（略）
三　法第十七条の三十六第四項第七号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型通所介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第七号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第四項第七号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称、所在地及び利用定員
ハ　（略）
四　法第十七条の三十六第四項第七号ハの地域密着型サービスの種類が認知症対応型通所介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第七号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第四項第七号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称、所在地及び利用定員
ハ　（略）
五　法第十七条の三十六第四項第七号ハの地域密着型サービスの種類が小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第七号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第四項第七号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称、所在地及び登録定員
ハ　（略）
六　法第十七条の三十六第四項第七号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第七号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第四項第七号ロの事業所の名称、所在地及び入居定員
ハ　（略）

七　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの地域密着型サービスの種類が複合型サービスである場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十一号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第五項第十一号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称、所在地及び登録定員
ハ　（略）

第三十条　法第十七条の三十六第五項第十二号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十二号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第五項第十二号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　（略）
二　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問看護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十二号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第五項第十二号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）
ロ・ハ　（略）
三　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十二号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第五項第十二号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）
ロ・ハ　（略）
四　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの介護予防サービスの種類が介護予防居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十二号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第五項第十二号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名及び職名）
ロ・ハ　（略）
五　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの介護予防サービスの種類が介護予防通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十二号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第五項第十二号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）
ロ・ハ　（略）

七　法第十七条の三十六第四項第七号ハの地域密着型サービスの種類が複合型サービスである場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第七号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第四項第七号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称、所在地及び登録定員
ハ　（略）

第三十条　法第十七条の三十六第四項第八号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　（略）
二　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問看護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）
ロ・ハ　（略）
三　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）
ロ・ハ　（略）
四　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名及び職名）
ロ・ハ　（略）
五　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）
ロ・ハ　（略）

六　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十二号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第五項第十二号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　（略）
七　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所療養介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十二号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第五項第十二号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）
ロ・ハ　（略）
八　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの介護予防サービスの種類が介護予防特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十二号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第五項第十二号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　（略）
九　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの介護予防サービスの種類が介護予防福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十二号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第五項第十二号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　（略）
十　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの介護予防サービスの種類が特定介護予防福祉用具販売である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十二号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第五項第十二号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　（略）

第三十一条　法第十七条の三十六第五項第十三号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の三十六第五項第十三号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防認知症対応型通所介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第五項第十三号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地
ハ　（略）
二　法第十七条の三十六第五項第十三号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

六　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　（略）
七　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所療養介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名（法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び職名）
ロ・ハ　（略）
八　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　（略）
九　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　（略）
十　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が特定介護予防福祉用具販売である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所の名称及び所在地
ハ　（略）

第三十一条　法第十七条の三十六第四項第九号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の三十六第四項第九号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防認知症対応型通所介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第九号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
ロ　法第十七条の三十六第四項第九号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の名称及び所在地
ハ　（略）
二　法第十七条の三十六第四項第九号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第九号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ　法第十七条の三十六第五項第十三号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地

ハ　（略）

第三十二条　法第十七条の三十六第五項第十四号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の三十六第五項第十四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

二　法第十七条の三十六第五項第十四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に同号に掲げる事項に係る第一号介護事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地

三　（略）

（法第十七条の三十六第五項第十号に掲げる事項に関する同意）

第三十三条　認定市町村は、法第十七条の三十六第十七項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所の平面図

ニ～リ　（略）

二　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所の平面図並びに設備及び備品の概要

ニ～リ　（略）

三　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が訪問看護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～リ　（略）

四　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～チ　（略）

ロ　法第十七条の三十六第四項第九号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地

ハ　（略）

第三十二条　法第十七条の三十六第四項第十号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の三十六第四項第十号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

二　法第十七条の三十六第四項第十号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に同号に掲げる事項に係る第一号事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地

三　（略）

（法第十七条の三十六第四項第六号に掲げる事項に関する同意）

第三十三条　認定市町村は、法第十七条の三十六第十項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所の平面図

ニ～リ　（略）

二　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所の平面図並びに設備及び備品の概要

ニ～リ　（略）

三　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が訪問看護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～リ　（略）

四　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～チ　（略）

五　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～チ　（略）

六　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該居宅サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

ニ～チ　（略）

七　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～リ　（略）

八　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が短期入所生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ～ホ　（略）

ヘ　法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

ト～ル　（略）

九　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が短期入所療養介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～ヌ　（略）

十　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ～ヲ　（略）

十一　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

五　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～チ　（略）

六　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該居宅サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

ニ～チ　（略）

七　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～リ　（略）

八　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が短期入所生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ～ホ　（略）

ヘ　法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

ト～ル　（略）

九　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が短期入所療養介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～ヌ　（略）

十　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ～ヲ　（略）

十一　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所の平面図及び設備の概要
ニ～リ　（略）
十二　法第十七条の三十六第五項第十号ハの居宅サービスの種類が特定福祉用具販売である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　（略）
ハ　法第十七条の三十六第五項第十号ロの事業所の平面図及び設備の概要
ニ～チ　（略）
（法第十七条の三十六第十八項の厚生労働省令で定める居宅サービス）
第三十四条　法第十七条の三十六第十八項の厚生労働省令で定める居宅サービスは、特定施設入居者生活介護とする。
（法第十七条の三十六第十八項の厚生労働省令で定める事項）
第三十五条　法第十七条の三十六第十八項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一～四　（略）
（法第十七条の三十六第二十項の規定による意見の申出の方法）
第三十六条　市町村長は、法第十七条の三十六第二十項の規定により、居宅サービスの指定に関し、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。
一～四　（略）
（法第十七条の三十六第五項第十一号に掲げる事項に関する記載）
第三十七条　認定市町村は、法第十七条の三十六第二十一項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第五項第十一号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。
一　法第十七条の三十六第五項第十一号ハの地域密着型サービスの種類が定期巡回・随時対応型訪問介護看護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十一号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　（略）
ハ　法第十七条の三十六第五項第十一号ロの事業所の平面図及び設備の概要
ニ～リ　（略）
二　法第十七条の三十六第五項第十一号ハの地域密着型サービスの種類が夜間対応型訪問介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十一号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　（略）
ハ　法第十七条の三十六第五項第十一号ロの事業所の平面図及び設備の概要
ニ～チ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所の平面図及び設備の概要
ニ～リ　（略）
十二　法第十七条の三十六第四項第六号ハの居宅サービスの種類が特定福祉用具販売である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第六号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　（略）
ハ　法第十七条の三十六第四項第六号ロの事業所の平面図及び設備の概要
ニ～チ　（略）
（法第十七条の三十六第十一項の厚生労働省令で定める居宅サービス）
第三十四条　法第十七条の三十六第十一項の厚生労働省令で定める居宅サービスは、特定施設入居者生活介護とする。
（法第十七条の三十六第十一項の厚生労働省令で定める事項）
第三十五条　法第十七条の三十六第十一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一～四　（略）
（法第十七条の三十六第十三項の規定による意見の申出の方法）
第三十六条　市町村長は、法第十七条の三十六第十三項の規定により、居宅サービスの指定に関し、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。
一～四　（略）
（法第十七条の三十六第四項第七号に掲げる事項に関する記載）
第三十七条　認定市町村は、法第十七条の三十六第十四項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。
一　法第十七条の三十六第四項第七号ハの地域密着型サービスの種類が定期巡回・随時対応型訪問介護看護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第七号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　（略）
ハ　法第十七条の三十六第四項第七号ロの事業所の平面図及び設備の概要
ニ～リ　（略）
二　法第十七条の三十六第四項第七号ハの地域密着型サービスの種類が夜間対応型訪問介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第七号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ　（略）
ハ　法第十七条の三十六第四項第七号ロの事業所の平面図及び設備の概要
ニ～チ　（略）

三　法第十七条の三十六第五項第十一号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十一号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第五項第十一号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

ニ～チ　（略）

四　法第十七条の三十六第五項第十一号ハの地域密着型サービスの種類が認知症対応型通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十一号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第五項第十一号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

ニ～チ　（略）

五　法第十七条の三十六第五項第十一号ハの地域密着型サービスの種類が小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十一号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ～ニ　（略）

ホ　法第十七条の三十六第五項第十一号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ヘ～ヲ　（略）

六　法第十七条の三十六第五項第十一号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十一号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ～ニ　（略）

ホ　法第十七条の三十六第五項第十一号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

ヘ～ル　（略）

七　法第十七条の三十六第五項第十一号ハの地域密着型サービスの種類が複合型サービスである場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十一号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第五項第十一号ロの事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別

ニ～ワ　（略）

三　法第十七条の三十六第四項第七号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第七号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第四項第七号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

ニ～チ　（略）

四　法第十七条の三十六第四項第七号ハの地域密着型サービスの種類が認知症対応型通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第七号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第四項第七号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

ニ～チ　（略）

五　法第十七条の三十六第四項第七号ハの地域密着型サービスの種類が小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第七号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ～ニ　（略）

ホ　法第十七条の三十六第四項第七号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ヘ～ヲ　（略）

六　法第十七条の三十六第四項第七号ハの地域密着型サービスの種類が地域密着型特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第七号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ～ニ　（略）

ホ　法第十七条の三十六第四項第七号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

ヘ～ル　（略）

七　法第十七条の三十六第四項第七号ハの地域密着型サービスの種類が複合型サービスである場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第七号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第四項第七号ロの事業所が病院若しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの別

ニ～ワ　（略）

（法第十七条の三十六第五項第十二号に掲げる事項に関する同意）

第三十八条　認定市町村は、法第十七条の三十六第二十二項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十二号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第五項第十二号ロの事業所の平面図並びに設備及び備品の概要

ニ～リ　（略）

二　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問看護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十二号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第五項第十二号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～リ　（略）

三　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十二号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第五項第十二号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～チ　（略）

四　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの介護予防サービスの種類が介護予防居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十二号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第五項第十二号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～チ　（略）

五　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの介護予防サービスの種類が介護予防通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十二号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第五項第十二号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～リ　（略）

六　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十二号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ～ル　（略）

七　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所療養介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十二号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第五項第十二号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～ヌ　（略）

（法第十七条の三十六第四項第八号に掲げる事項に関する同意）

第三十八条　認定市町村は、法第十七条の三十六第十五項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所の平面図並びに設備及び備品の概要

ニ～リ　（略）

二　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問看護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～リ　（略）

三　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～チ　（略）

四　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防居宅療養管理指導である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～チ　（略）

五　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防通所リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～リ　（略）

六　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ～ル　（略）

七　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防短期入所療養介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～ヌ　（略）

八　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの介護予防サービスの種類が介護予防特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十二号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ～ニ　（略）

ホ　法第十七条の三十六第五項第十二号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

ヘ～ヲ　（略）

九　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの介護予防サービスの種類が介護予防福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十二号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第五項第十二号ロの事業所の平面図及び設備の概要

ニ～リ　（略）

十　法第十七条の三十六第五項第十二号ハの介護予防サービスの種類が特定介護予防福祉用具販売である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十二号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第五項第十二号ロの事業所の平面図及び設備の概要

ニ～チ　（略）

（法第十七条の三十六第二十四項の規定による意見の申出の方法）

第三十九条　市町村長は、法第十七条の三十六第二十四項の規定により、介護予防サービスの指定に関し、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一～四　（略）

（法第十七条の三十六第五項第十三号に掲げる事項に関する記載）

第四十条　認定市町村は、法第十七条の三十六第二十五項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第五項第十三号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の十二第二項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一　法第十七条の三十六第五項第十三号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防認知症対応型通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第五項第十三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第五項第十三号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

ニ～チ　（略）

八　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ～ニ　（略）

ホ　法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

ヘ～ヲ　（略）

九　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が介護予防福祉用具貸与である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所の平面図及び設備の概要

ニ～リ　（略）

十　法第十七条の三十六第四項第八号ハの介護予防サービスの種類が特定介護予防福祉用具販売である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第八号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第四項第八号ロの事業所の平面図及び設備の概要

ニ～チ　（略）

（法第十七条の三十六第十七項の規定による意見の申出の方法）

第三十九条　市町村長は、法第十七条の三十六第十七項の規定により、介護予防サービスの指定に関し、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一～四　（略）

（法第十七条の三十六第四項第九号に掲げる事項に関する記載）

第四十条　認定市町村は、法第十七条の三十六第十八項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第九号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の十二第二項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一　法第十七条の三十六第四項第九号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防認知症対応型通所介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の三十六第四項第九号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の三十六第四項第九号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該地域密着型介護予防サービスを行う事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

ニ～チ　（略）

二　法第十七条の三十六第五項第十三号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第五項第十三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ～ニ　（略）
ホ　法第十七条の三十六第五項第十三号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
ヘ～ヲ　（略）
（法第十七条の三十六第五項第十四号に掲げる事項に関する記載）
第四十一条　認定市町村は、法第十七条の三十六第二十六項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第五項第十四号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の四十五の五第二項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。
一　法第十七条の三十六第五項第十四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
二～四　（略）
五　法第十七条の三十六第五項第十四号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
六・七　（略）
八　法第十七条の三十六第五項第十四号に掲げる事項に係る第一号介護事業を行う事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
九　（略）
（認定市町村が指定都市等である場合等の読替え）
第四十二条　認定市町村が指定都市又は中核市である場合における第三十三条及び第三十八条の規定の適用については、第三十三条及び第三十八条の見出し中「同意」とあるのは「記載」と、第三十三条本文中「法第十七条の三十六第十七項」とあるのは「法第十七条の四十九の規定により読み替えられた法第十七条の三十六第十七項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「地域住宅団地再生事業計画に同条第五項第十号に掲げる事項を記載しよう」と、「地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」と、第三十八条本文中「法第十七条の三十六第二十二項」とあるのは「法第十七条の四十九の規定により読み替えられた法第十七条の三十六第二十二項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「地域住宅団地再生事業計画に同条第五項第十二号に掲げる事項を記載しよう」と、「地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の二第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

二　法第十七条の三十六第四項第九号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項
イ　法第十七条の三十六第四項第九号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
ロ～ニ　（略）
ホ　法第十七条の三十六第四項第九号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
ヘ～ヲ　（略）
（法第十七条の三十六第四項第十号に掲げる事項に関する記載）
第四十一条　認定市町村は、法第十七条の三十六第十九項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第十号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の四十五の五第二項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。
一　法第十七条の三十六第四項第十号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
二～四　（略）
五　法第十七条の三十六第四項第十号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
六・七　（略）
八　法第十七条の三十六第四項第十号に掲げる事項に係る第一号事業を行う事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
九　（略）
（認定市町村が指定都市等である場合等の読替え）
第四十二条　認定市町村が指定都市又は中核市である場合における第三十五条及び第四十条の規定の適用については、第三十五条及び第四十条の見出し中「同意」とあるのは「記載」と、第三十五条本文中「法第十七条の三十六第十項」とあるのは「法第十七条の四十二の規定により読み替えられた法第十七条の三十六第十項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第六号に掲げる事項を記載しよう」と、「地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」と、第四十条本文中「法第十七条の三十六第十五項」とあるのは「法第十七条の四十二の規定により読み替えられた法第十七条の三十六第十五項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第八号に掲げる事項を記載しよう」と、「地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の二第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

附　則

この省令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。